

秋田県告示第192号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和3年3月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日
令和3年3月16日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
村上工務店
雄勝郡羽後町軽井沢字金四郎沢87番地
個人事業主 村上 明
秋田県知事許可（般-29）第81051号
- 3 処分の内容
大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
令和3年3月12日付けで大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。